



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ノザワ  
代表者名 代表取締役社長 野澤 俊也  
(コード番号 5237 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役管理本部副本部長  
西岡 誠司  
(TEL 078-333-4111)

### 「内部統制基本方針」の一部改定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

#### 1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ① 企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動規範とする。
  - ② コンプライアンス推進委員会を所管するコンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とする社内倫理委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会へ報告し是正を図る。
  - ③ 取締役及び監査役が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社内倫理委員会事務局に報告するものとする。使用人がコンプライアンス上問題ある行為等について発見した場合には、コンプライアンス・ホットラインを通じて直接情報提供を行う。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する文書管理規程を定める。
  - ② 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
  - ② 不測の事態が発生した場合には、担当取締役は社長に報告し対策本部を設け、迅速に対応する。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月 1 回、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び本部長を委嘱された取締役で構成する本部長会を経て、取締役会で審議・承認を行うものとする。
  - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務運営規則に、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

- (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する部署を設け、当社及び当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - ② 当社取締役及び当社グループの社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ③ 監査室は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社取締役及び監査役、当社グループの社長に報告する。監査室は必要に応じて、内部統制の改善策を指導、実施の支援・助言を行う。
  - ④ 当社は、子会社の管理責任を明確にする為、子会社毎に担当役員を定める。子会社の役員は、定期的に当社の担当役員へ、業績・その他重要な情報を報告する。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社及び当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告する。監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
  - ② 当社は、上記の報告及び上記1. (1)③の情報提供を行った役員・使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、顧問弁護士及び監査契約を締結した監査法人の公認会計士より、監査業務に関する助言を受けることができる。
  - ② 監査役は、社長・取締役と定期的に意見交換を行う。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以 上